

気象情報等の充実

海上交通に影響を及ぼす自然現象について、的確な実況監視を行い、適時・適切に予報・警報等を発表・伝達して、事故の防止及び被害の軽減に努めるとともに、これらの情報の内容の充実と効果的利用を図るため、第1編第1部第2章第3節7で述べた施策を講じた。また、波浪や高潮の予測モデルの運用及び改善を行うとともに、海上における遭難及び安全に関する世界的な制度（GMDSS）において最大限有効に利用できるよう海上予報・警報の精度向上及び内容の改善に努めたほか、主に次のことを行った。

ア 船舶に対する気象情報等の提供

ア 気象・海象に関する情報の提供

気象庁船舶気象無線通報、気象庁気象無線模写通報、海上保安庁の海岸局によるナブテックス放送、NHKによるラジオの漁業気象通報等によって、海上の気象実況及び予報・警報や沿岸及び外洋波浪、海面水温、海流、海水等の実況及び予想に関する情報を提供した。

イ 船舶気象通報及び沿岸域情報提供システム

沿岸海域を航行する船舶や操業漁船等の安全を図るため、全国各地の主要な岬の灯台等 124か所にお

いて局地的な風向、風速等の気象・海象の観測を行い、その現況を無線電話、テレホンサービス又はインターネットで提供する船舶気象通報業務を行った。

また、平成18年度には姫路地区等において、沿岸域情報提供システムの整備を行い、一般船舶やプレジャーボート等に対しても、気象・海象の情報、船舶交通の安全に必要な情報等を、インターネット、携帯電話等を通じて提供した。

イ 気象・海象に関する知識の普及等

海難防止に関する講習会等に職員を派遣するなど、機会をとらえて気象・海象に関する知識の普及や技術指導を行うとともに、エルニーニョ現象の動向に関する情報を報道機関を通じて周知した。

3 高齢社会に対応した旅客船ターミナル等の整備

高齢者、障害者等も含めたすべての利用者が旅客船、旅客船ターミナル、係留施設等を安全かつ身体的負担の少ない方法で利用・移動できるよう段差の解消、誘導・警告ブロックの整備等を推進しており、平成18年度は、石垣港等で船舶乗降時の潮位差による段差の解消を図る浮桟橋等の整備を推進し、施設のバリアフリー化を行った。

第2節 海上交通の安全に関する知識の普及

1 海難防止思想の普及

海難を防止するためには、海難防止思想の普及・高揚並びに海難防止に関する知識・技能の習得及び向上を図ることが有効であることから、訪船指導、全国各地での海難防止講習会等を通じて、海難防止思想の普及等を行った。また、7月には、官民一体となった全国海難防止強調運動を実施し、海事関係者のみならず広く国民に対して海難防止を呼びかけた。さらに、各管区海上保安本部では、台風による海難の防止、霧多発時期における海難の防止、自動操舵装置使用中の居眠りによる海難の防止等地域の

特性を踏まえた地方海難防止強調運動を実施した。

2 民間組織の指導育成

海難防止思想の普及と海難防止対策の一層の実効を期すため、日本海難防止協会、日本海洋レジャー安全・振興協会等の民間団体の行う活動が積極的かつ円滑に推進されるよう、その指導・育成の強化に努めるとともに、海難防止に関する民間組織の充実強化を図った。

エルニーニョ現象

太平洋東部赤道域のペルー沖から日付変更線にかけての広い海域で、海面水温が平年に比べて高い状態が半年から1年半程度継続する現象。

3 海難の原因究明結果の活用

海難審判の結果明らかになった個々の海難の原因や実態について、テーマごとに詳細な分析を行い、同種海難の防止策を提言する「海難分析集」、海難事例と防止策を紹介する定期情報誌を引き続き発行したほか、外国人船員向けに我が国周辺海域特有の海難事例を紹介する英語版の情報誌を新たに発行し、海事関係者等に広く提供した。また、これらを活用し、海難防止に関する講習会等を関係機関・団体と連携の上実施し、海難防止思想の普及に努めた。

4 外国船舶に対する情報提供等

外国船舶の海難を防止するため、入港中の外国船舶に対する訪船指導を行うとともに、外国船舶安全対策協議会等を通じ、我が国周辺の気象・海象の

特性、同情報の入手方法、ふくそう海域における航法及び航路標識の設置状況等について、外国語によるリーフレットを配布するなどして、周知・指導を図った。

5 台風等特異気象時における安全対策の強化

台風等特異気象時における海難を未然に防止するため、最新の気象・海象情報の早期把握や荒天時における早期避難等の適切な対応について指導を行う等、安全対策の徹底を推進してきたが、平成18年は発達した低気圧の来襲により、特に鹿島港では相次いで3隻の座礁事故が発生した。このため、関係行政機関等で構成する「現地連絡会議」等において、再発防止対策の検討を行い、発達した低気圧に係る避難体制を台風と同様に策定した。

第3節 船舶の安全な運航の確保

1 船員の資質の向上

「1978年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約」(STCW条約)に対応し、船舶職員及び小型船舶操縦者法(昭26法149)に基づく海技士試験の際、一定の乗船実務経験を求めつつ、最新の航海機器等に対応した知識・技能の確認を行うとともに、5年ごとの海技免状の更新の際、一定の乗船履歴又は講習の受講等を要求することにより、船舶職員の知識・技能の最新化を図った。

また、独立行政法人海技大学校と独立行政法人海員学校を独立行政法人海技教育機構として統合し、上級資格を円滑に取得できる一貫教育システムとするとともに、独立行政法人航海訓練所の効率的な業務運営に努めた。

さらに、船舶の安全な運航を確保するため、船員法(昭22法100)に基づき、発航前検査の励行、操練の実施、航海当直体制の確保、船内巡視制度の設定、救命設備の使用方法に関する教育・訓練等について指導を行うとともに、これらの的確な実施を図るため、運航労務監理官による監査を行った。

2 船舶の運航管理の適正化等

船舶運航事業者に対する指導監督の充実強化

船舶運航事業者に対して、運航管理業務の遵守状況について監査を行うとともに、監査の効果を高めるため、監査手法の改善に努め、その充実強化を図った。

特に、平成18年9月、呼気1リットル中のアルコール濃度0.15mg以上の状態における当直の禁止について安全管理規定等において基準を明確化し、指導を強化した。

また、経営トップから現場まで一丸となった安全管理体制の構築状況を国が評価する「運輸安全マネジメント評価」を導入することにより、更なる輸送の安全の確保に努めた。

運航管理者等に対する研修等の充実

船舶運航事業者の安全統括管理者等に対して、パンフレットの配布、説明会の開催など、様々な機会をとらえて安全マネジメント制度の周知徹底に努めた。

運航管理者や乗組員に対する研修については、受講者の運航に関する知識、意識の向上を図るため、事故事例の分析結果を活用する等により、研修内容の充実を図った。